

民間流通麦の入札業務細則

制定	平成11年 9月 3日	改正	平成18年 8月10日
改正	平成12年 6月28日	改正	平成19年 7月 5日
改正	平成13年 6月27日	改正	平成24年 9月18日
改正	平成15年 6月26日	改正	平成25年 8月23日
改正	平成16年 6月 8日		

(目的)

第1条 この業務細則は、一般社団法人全国米麦改良協会（以下「改良協会」という。）が行う民間流通麦の入札に関し定めた民間流通麦の入札業務規程（以下「規程」という。）の実施細則を定めるものとする。

(売り手の登録申請)

第2条 規程第4条第1項の登録を受けようとする者は、別記様式第1号の申請書を7月1日までに、改良協会に提出し登録を受けなければならない。

(買い手の登録申請)

第3条 規程第5条第1項の登録を受けようとする者は、次に掲げる書類を7月1日までに、改良協会に提出し登録を受けなければならない。

- (1) 別記様式第2号の申請書
- (2) 申請者が団体の場合にあつては、その傘下の企業及び組合員等をすべて記載した書面
- (3) 定款又は寄附行為
- (4) 登記簿の謄本

(登録簿)

第4条 改良協会は、前2条の申請があつたときは、次に掲げる事項を登録簿に記載し、これを改良協会内に備えるものとする。

- (1) 売り手
登録番号 登録年月日 住所 氏名又は名称及び代表者
- (2) 買い手
登録番号 登録年月日 住所 氏名又は名称及び代表者 買受け希望麦種及び用途

(登録証の交付)

第5条 改良協会は、第2条又は第3条の登録を行った場合は、別記様式第3号又は

第4号の登録証を作成し、これを当該登録を受けた者に交付する。

(登録の特例)

第6条 規程第4条第1項又は第5条第1項の登録を受けた売り手及び買い手は、第4条の各号及び担当者氏名、電話番号等に変更があった場合は、別記様式第5号により、速やかに改良協会に届け出るものとする。

2 前年産について規程第4条第1項又は第5条第1項の登録を受けた者(登録を受けた者とみなされた者を含む。)のうち、前項の届け出を行った者又は当該登録に係る内容の変更がない者に限り、その後の年産についても第4条第1項又は第5条第1項の登録を受けた者とみなす。ただし、3年間連続して民間流通麦入札に参加実績の無かった者については、登録を抹消する。

(都道府県内における流通比率の高い銘柄)

第7条 規程第6条第1項ただし書の業務細則で定める比率は、100分の80とする。

(入札上場数量及び再入札上場の申出)

第8条 規程第6条第2項(規程第7条第2項及び第8条第2項において準用する場合を含む。)の業務細則で定める日は、情報交換のためには種前に開催される民間流通連絡協議会の翌日とし、別記様式第6号により入札上場数量を申し出るものとする。

2 売り手は、不落札の場合において再入札を希望するときは、規程第17条の再入札上場銘柄及び再入札上場数量並びに規程第13条第3項の再入札に係る入札の値幅を別記様式第7号により速やかに改良協会に申し出るものとする。

(地域区分別銘柄)

第9条 規程第8条第1項の規定により申し出を行う場合には、申請者は別記様式第8号の申請書に次の書類を添付して、情報交換のためには種前に開催される民間流通連絡協議会の開催日の翌日までに改良協会に申し出るものとする。

- (1) 作付け、生産及び出荷の状況
- (2) 地域区分上場が必要な理由

(買い手への入札上場数量の通知)

第10条 規程第9条の業務細則で定める日は、第1回入札実施期日の10日前までとする。

(入札)

第11条 買い手は、別記様式第9号の入札書及び別記様式第10号の入札書の総括表により入札の申込を行うものとする。

2 規程第10条第2項の郵送又は宅配便による申込みについては、入札の実施期日の前日

までに改良協会に必着することとする。

(特定の買い手に係る申込限度数量の算定基礎)

第12条 規程第15条第5項の買い手別入札申込限度数量は、当該買い手の買受実績数量に相続又は合併により承継した需要者の買受実績数量を加えた数量を基礎として同条第2項に規定する算式により算出した数量とする。

(入札結果の公表の方法)

第13条 規程第21条第1項の落札加重平均価格の公表は、改良協会のホームページに掲示することにより行う。

2 規程第21条第2項の入札結果の公表は、規程第4条又は第5条の登録を受けた売り手及び買い手に対して通知するほか、改良協会において掲示する。

附則

この改正細則は平成26年産麦の入札から適用する。